

文化財保護法、背任も対象

2017年(平成29年)3月1日(水曜日)

12版 総合

「共謀罪」と趣旨が同じ
「テロ等準備罪」を創設する組織的犯罪処罰法改正案で
対象となる百七十七の罪名が、法案全文で明らかになった。対象犯罪は組織的殺人や人身売買など一般市民が対象となる余地がある罪も含まれていることが判明した。=277の罪名一覧

過去の答弁との整合性や根拠も明確だ。今後は個別罪名について対象とすることは是非が議論となりそうだ。二百七十七の対象犯罪は政府が与党に説明するために作成した資料では「テロの実行」「薬物」など五つに分類しているが、法案ではほかに対象犯罪に含まれるのは、通貨・公文書の偽造、爆発物取締則など。一方で、労働基準法、金融

市民団体が組織的犯罪集団と恣意的に判断される恐れ



商品取引法、文化財保護法など必要性や関連が明確で

一般的市民が対象となる余地がない罪もある。

立命館大の渕野貴生教授(刑事訴訟法)は「一般市民も犯し得るような犯罪が含まれる限りは、組織的犯罪集団のみが処罰されると、ヤツクなど限られる。そこで対処できる」と立法の必要性がないことを強調した。

指摘。「テロ組織のよ

うな

妨害や組織的強要(いすれ

も組織犯罪処罰法)、消費

税法(偽りにより消費税を

免れる行為)、背任など一

般市民が対象となる余地が

排除できない罪もある。

除外ようと座り込みを決め

た場合には、組織的威

力業務

する市民団体が工事車両を

止めようと座り込みを決

めようとした

た場合には、組織的威

力業務